別表六（四の二）　記載要領

1　この表は、内国法人が法第69条第１項から第３項まで（外国税額の控除）若しくは連結法人が法第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約（我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。第４号において同じ。）において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度において納付した次に掲げる外国法人税（法第69条第１項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）の額及び当該外国法人税とみなされたものの額（次号及び第３号において「対象外国法人税額」という。）について記載すること。

⑴　法第23条の２第１項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける法第23条第１項第１号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下この記載要領において「剰余金の配当等の額」といい、法第23条の２第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、⑶に掲げる外国法人税の額を除く。）

⑵　内国法人の令和３年４月１日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第66条の８第１項若しくは第８項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第142条の２第８項第１号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する外国法人税の額又は連結法人の同日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同法第68条の92第１項若しくは第８項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第155条の27第６項第１号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する外国法人税の額

⑶　内国法人の令和３年４月１日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第66条の８第３項若しくは第10項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第142条の２第８項第２号に規定する外国法人税の額又は連結法人の同日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同法第68条の92第３項若しくは第10項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る令第155条の27第６項第２号に規定する外国法人税の額

2　「発行済株式等の保有割合　⑷」の欄は、内国法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の令第22条の４第１項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下この号及び次号において「支払義務確定日」という。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（以下この号及び次号において「保有割合」という。）又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合を記載すること。

3　「発行済株式等の連結保有割合　⑸」の欄は、各連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該各連結法人の当該外国法人に対する保有割合の合計を記載すること。

4　内国法人（租税特別措置法第66条の９の４第１項、第３項、第７項又は第９項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。）が法第69条第１項から第３項まで若しくは連結法人（租税特別措置法第68条の93の４第１項、第３項、第７項又は第９項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。）が法第81条の15第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合又は当該内国法人若しくは当該連結法人が租税条約において定めるところにより法第69条第１項から第３項まで若しくは第81条の15第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

別表六㈣の表中

外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 （別表八（二）「26」＋別表十七（三の四）「27の計」）	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 （別表八（二）「26」＋別表十七（三の七）「27の計」）

を

に改める。

別表六㈣の表を次のように改める。